

第5回 藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会

主 催：藤枝市 健康福祉部 地域包括ケア推進課

と き：令和7年5月15日（木）午後2時～

ところ：市役所西館3階 303会議室

1. 開 会

2. 健康福祉部長あいさつ

3. 議事

（1）藤枝市認知症施策推進計画（案）のスケジュールについて

（2）藤枝市認知症施策推進計画（案）について

4. 連絡事項

【次回開催】

第6回藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会

→令和7年6月24日（火） 10時～ 藤枝市市民会館2階 会議室

令和7年度 藤枝市認知症施策推進計画 策定スケジュール（案）

資料1

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月
計画策定	藤枝市認知症とともに生きる 共創のまちづくり委員会		15日 ①委員会	24日 ②委員会			③委員会				④委員会		
	部会①・②												
	イベント							11/23～11/30 北海道希望大使 藤枝へ					
	事務局	計画（素案）作成			最終案 作成			完成					
	パブリックコメント				庁内 パブコメ		市民 パブコメ						

令和6年度 藤枝市認知症施策推進計画 策定スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月
認知症とともに生きる 共創のまちづくり委員会					準備会 7/11	①委員会 8/8		②委員会 10/16			③委員会 1/8		④委員会 3/13
部会①、②						認知症施策推進計画 （閣議決定）	・オレンジ ランプ上映会×トーク イベント ・共創のまちづくり動 画作成	部会② 10/4		第1回 ワーク ショップ 12/15 （部会）		第2回 ワーク ショップ 2/3 （部会）	基本方針の決定
事務局													

藤枝市認知症施策推進計画（案）

はじめに

◇ 目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画の策定の背景と趣旨…………… 1
- 2 計画の位置づけ…………… 3
- 3 計画の期間…………… 3
- 4 計画の策定予定 ※今後追加予定

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 目指すまちの姿…………… 4
- 2 条例の基本理念…………… 5
- 3 施策の体系図…………… 6

第3章 認知症施策の主な取組と成果指標

- 取組方針1 認知症とともに生きることについて学び合う…………… 7
- 取組方針2 健康づくりや地域・仲間とのつながりを育む…………… 8
- 取組方針3 認知症になっても安心して社会参加を続けられるよう力を活かし合う…………… 9
- 取組方針4 認知症であることや、自分の思いを安心して伝えられるよう力を活かし合う…………… 10

第4章 計画の推進にあたって

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

第5章 資料

- 1 条例・施行規則
- 2 共生社会の実現を推進するための認知症基本法
- 3 計画策定に向けた検討経過

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急激な高齢化の進展に伴い、認知症の人の数も増加しています。国の推計によると、2040年には認知症の人が約584万人、軽度認知障害の人が約613万人に達し、高齢者の3.3人に1人が認知症又は軽度認知障害になると見込まれています。

本市においても総人口が減少傾向にある一方で高齢化率は年々上昇しており、2040年には37.6%に達すると予測され、認知症または軽度認知障害の人の数が年少人口を上回り、1万3千人（国の推計値）に達することが見込まれております。

このような状況の中、本市では「安心して認知症とともに生きることができるまちづくり」を共創により推進し、全ての市民等が個性と能力を発揮し、自分らしく暮らすことができる活力ある共生社会の実現」を目指して、令和6年4月に「藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり条例」（以下「条例」といいます）を施行しました。

年齢にかかわらず、自分自身や家族、友人、職場の同僚や顧客など、誰もが認知症になる可能性があり、認知症を「自分ごと」として考える時代が来ています。認知症の人を含む全ての市民等が世代や立場を超えて、共に創る共生社会の実現を目指し、認知症施策を総合的かつ中長期的に推進するため、本計画を策定します。

※人口推移グラフ

1 - 1 国の動向について

● 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下「認知症基本法」といいます)が施行され、令和6年12月には、認知症基本法に基づく「認知症施策推進基本計画」が策定されています。

認知症基本法の主なポイント

● 第1条（目的）

認知症の本人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に施行し、認知症の本人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=**共生社会**)の**実現を推進**

● 第3条（基本理念）※**基本的人権を、すべての基礎にする**

- ① すべての認知症の本人が基本的人権を持つ個人として自分の意思で生活できること。
- ② 国民が認知症の正しい知識と認知症の本人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。
- ③ 日常生活・社会生活の中で障壁を除去することで、自立した生活や意思表明・社会参画の機会が確保されること。
- ④ 認知症の本人の意向を十分に尊重し、良質で適切な切れ目のないサービスが提供されること。
- ⑤ 適切な支援により、認知症の本人及び家族等が地域において、安心した日常生活を営むことができること。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進すること。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他各関連分野における総合的な取組を行うこと。

認知症施策推進計画の主なポイント

● 自分ごととして考える。

自分自身やその家族が認知症であることを周囲に伝え、自分らしい暮らしを続けていくためにはどうすべきか考える時代。

● 認知症基本法に基づき、共生社会の実現に向けて、**認知症施策に関する全ての取組を推進**

認知症の人を起点に施策の実施

● 1人1人が「**新しい認知症観**」に立つ

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、**一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる**という考え方

● 認知症の人と家族等が参画し、**共に施策を立案、実施、評価**

認知症の人の経験や工夫をいかし、地域の多様な主体と共に対話を重ね、施策の立案から実施、評価までのプロセスに参画することを通じて認知症になってからも自分らしく暮らし続けるための施策を推進。

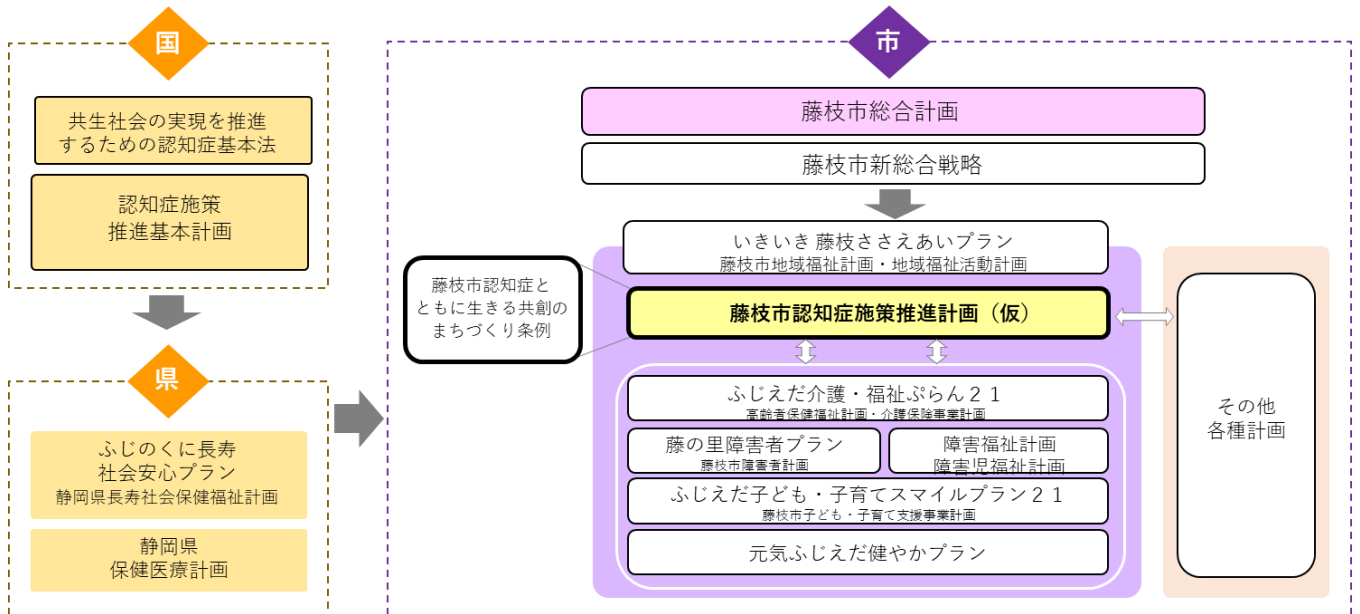
● 多様な主体が連携・協働、**社会全体で**

創意工夫しながら認知症の人の暮らしに関わる様々な分野が横断的に取組む。

2 計画の位置づけ

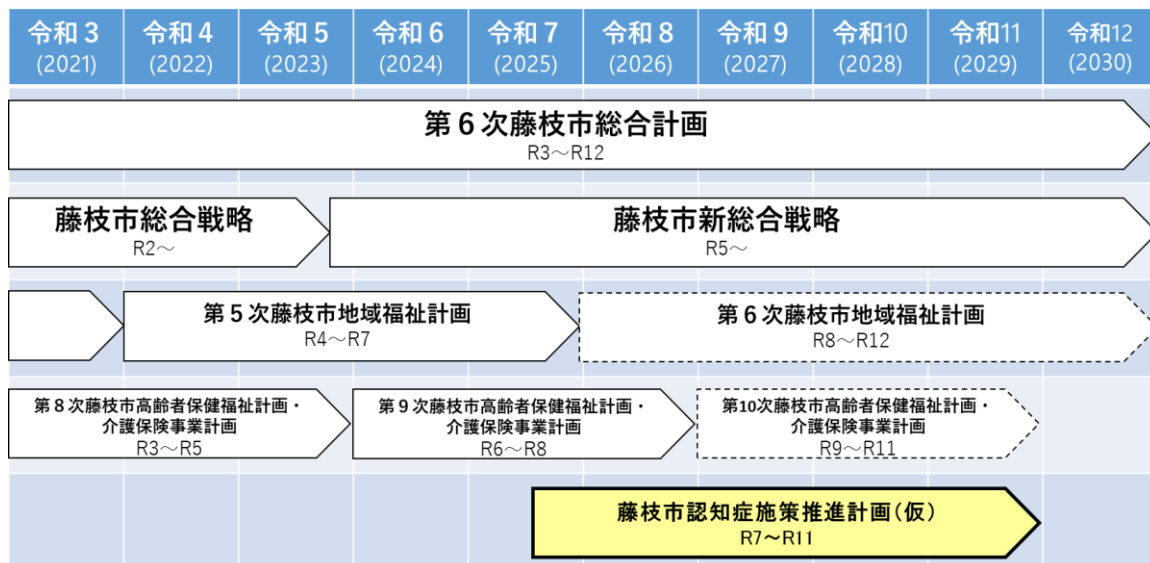
本計画は、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び「藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり条例」に基づき、本市の上位計画である「藤枝市総合計画」及び「藤枝市地域福祉計画」と整合を図りながら、「ふじえだ介護・福祉ぷらん 21」、「藤の里障害者プラン」等の関連計画との連動・調和を図り策定します。

■本計画の位置づけ（案）



3 計画の期間

令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2026 年度）までの 5 年間を計画期間とします。



第2章 計画の基本的な考え方

1 目指すまちの姿

安心して認知症とともに生きることができるまち

ワークショップ参加者の声

～安心して認知症とともに生きるまちに必要なだと思うこと～

認知症だ"というのを
言えず(ふか、くらえ)の
ことが大事

自分が認知症
だと
オープンに
できる

自分から進んで
社会に出る事

分かってほしいことが増え
ても、気軽に買い物か
できる。

バリアフリー
人間としても
環境としても
環境整備

本人が自分で
相談しやすい
場所がほしい
あること

家族だけでなく
社会でみんな
みえ

若年性認知症
になった時
継続して
働ける社会

困っていたら
すぐに手を差し伸べ
てくれる人たちが
どこにいてもいること

本人が"したい
ことを尊重する

本人も家族も
どうしたい人も
垣根を作らず
集まるようになる事

家族が、~~仕事~~
介護をしながら、
働くことを続けられる

好きなこと
得意なこと
好きなこと
続けられる

困っている時に
助けをを求める事が
あたり前になっている
まち

職域関係はく
認知症について
正しく知っていること

認知症を気にせず
外出ができる
(一人でも)

本人がやりたいことを
続けられる街

地域で暮らすために
本人の気持ちに
聞くこと。
本人のしたい暮らし
を実現
確保する

子供の頃から認知
症についての学びを幼
や学校で

その人らしさを
大々的にできる

仲間が多くなる

2 条例の基本理念（条例第3条）

- ・ 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、その個性と能力を十分に発揮し、様々なことに挑戦し、自分らしく暮らし続ける。
- ・ 認知症とともに生きることへの多様な主体の理解を深め、世代や立場を超えて、全ての市民が暮らしやすいまちを共創する。

※共創：市及び多様な主体がそれぞれの個性と能力を発揮し、創意工夫により新たな発想や取組、仕組みを創出することをいう。

2－1 施策を進めていく上での姿勢

- ・ 認知症の本人の声を聴き、本人の経験や考えを基にともに考える。
- ・ 新しい認知症観に立ち考える。
- ・ 一人ひとりが認知症を自分ごととして考える
- ・ 世代や分野を超えてつながり、横断的な取組として考える。

3 施策の体系図

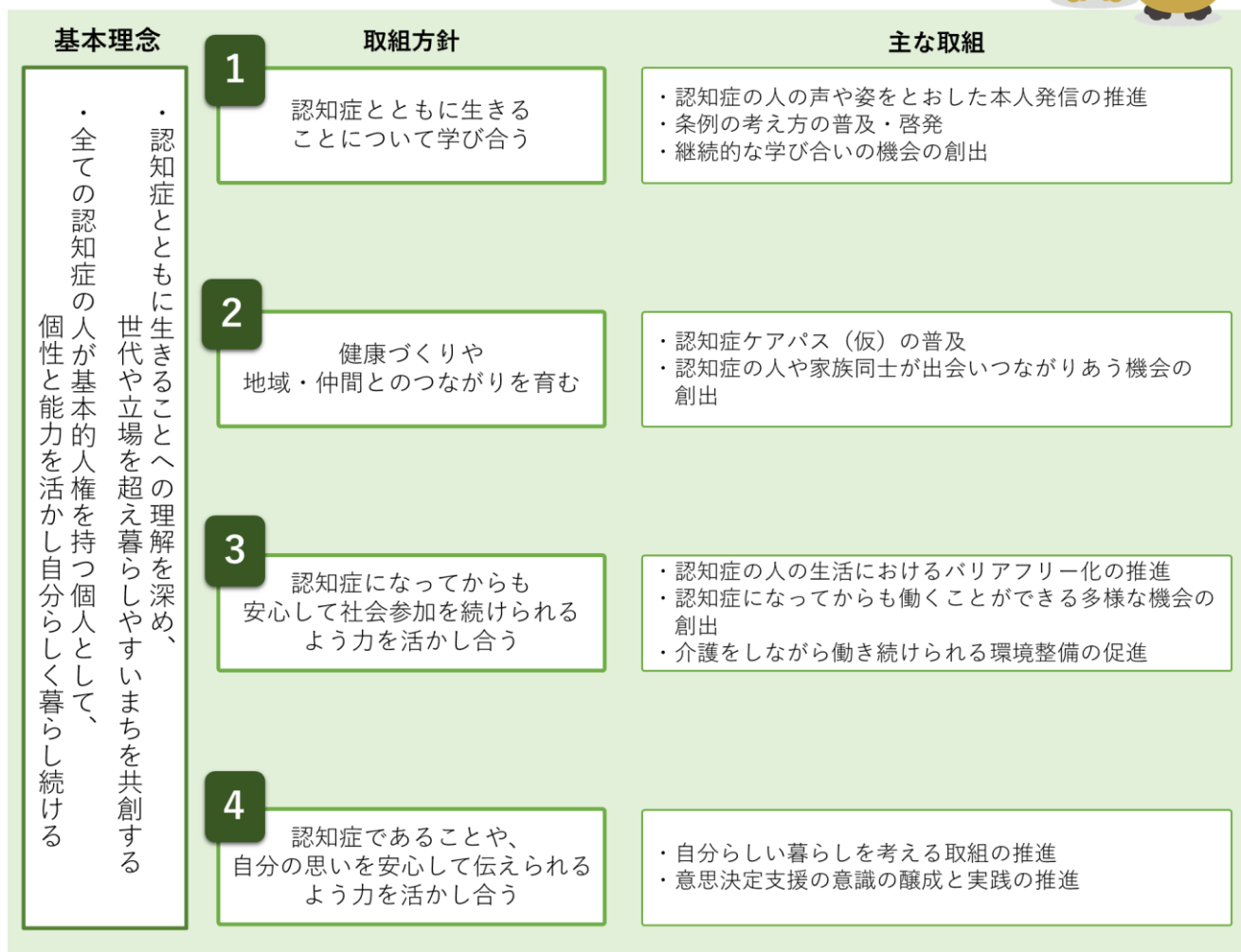
目指すまちの姿

安心して認知症とともに生きることができるまち

わたしたち一人一人が“今”置かれている状況の中で、
それぞれの力を活かし合い、
「安心して認知症とともに生きることができる」と思えるまちを
共に創っていくための取組の方針です。



◆取組方針1～4は、連動しながら、総合的に取組みを進めていきます。



第3章 認知症施策の主な取組と成果指標

取組方針1 認知症とともに生きることについて学び合う

地域や職場、学校教育の場などさまざまな場面で、生涯を通じて、一人一人が安心して認知症とともに生きることについて、考え、話し合い、認知症とともに生きることを学び合う機会を創出します。認知症とともに希望を持って暮らす本人の姿や声を通じて「新しい認知症観」の実感的な理解が深まるよう取組を進めていきます。

主な取組み

(1) 認知症の人の声や姿をととした本人発信の推進

認知症の人が講座や講演会、研修、市の認知症施策を検討する場などで、自らの経験や思い、考えなどを発信できる機会を広げ、「新しい認知症観」の普及を促進します。

(2) 条例の考え方の普及・啓発

さまざまな機会や媒体を活用し、認知症を「自分ごと」として捉え、条例の考え方やそれぞれの役割への理解を深める取り組みを推進します。その中で、立場を活かして何ができるのかを考えるきっかけづくりを行っていきます。

(3) 継続的な学び合いの機会の創出

教育分野や産業分野と連携・協働し、継続的に学び合いの機会が持てるよう、体制作りを進めていきます。

成果指標

- ◇ 認知症とともに生きることについて学び合った内容や場と回数
- ◇ 認知症に関わる会議や検討会、講演会等に本人が参画している内容や回数

取組方針 2 健康づくりや地域・仲間とのつながりを育む

自分らしく健康で暮らし続けるために、一人一人が“今”の暮らしの中で、主体的に健康づくりに取り組み、地域活動や仲間づくりなどの社会参加を通じて、地域や仲間とのつながりを育み、社会の一員として暮らし続けられるための取組を進めていきます。さらに、認知症になってからも自分の力を発揮して、自分らしく暮らし続けられるよう、暮らしの中での工夫や、必要な配慮を得ることができる環境づくりを進めていきます。

主な取組み

(1) 認知症ケアパス（仮）の普及

認知症になる前からその理解を深め、認知症になってからも自分らしく暮らし続けるための備えを考えます。また、物忘れなど自身の変化を感じたときや診断を受けた後などの早期の段階で、必要な情報を得られるよう、認知症の人や家族の声や意見を聴きながら、認知症ケアパス（仮）の更新と普及促進に取り組みます。

(2) 認知症の人や家族同士が会いつながりあう機会の創出

本人や家族等が、診断を受けてから早い段階で仲間と出会い、経験者としての気づきや知恵、よりよく暮らし続けるための情報を分かち合えるようピアサポートの体制作りに取り組みます。

成果指標

- | |
|------------------------|
| ◇ 認知症ケアパス（仮）の更新状況 |
| ◇ 本人ミーティングやピアサポートの実施状況 |
| ◇ 家族によるピアサポートの実施状況 |

取組方針 3 認知症になってからも 安心して社会参加を続けられるよう力を活かし合う

認知症の人の経験や声を基に、認知症になってからも安心して外出や買い物、趣味活動、地域活動、ボランティア活動などの社会のあらゆる分野で、必要な社会参加が続けられるよう取り組みます。認知症の人の暮らしに関わる多様な分野や立場の人と創意工夫を重ねながら取り組むことで、誰もが安心して社会参加を続けられる環境づくりを推進していきます。

主な取組み

(1) 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

認知症の人と対話を重ねることで、暮らしの中にあるバリアを知り、多様な分野や立場の人と連携・協働し、バリアフリー化の推進に向けた取組を進めていきます。

(2) 認知症になってからも働くことができる多様な機会の創出

若年性認知症を含む認知症の人が、現在働いている会社で働き続けられることや、これまでの経験や能力を活かして、多様な働く機会を創出するため、介護サービス事業所や事業者などと考える機会を設け、創意工夫により取組を進めていきます。

(3) 介護をしながら働き続けられる環境整備の促進

家族等が介護をしながらも働き続けられるよう、介護が始まる前から、介護休暇・介護休業制度や介護に関する社会資源などの情報を得られるよう産業分野と協働し周知を進めます。家族等の経験や声を基に、仕事と介護の両立に必要な支援や環境について、産業分野や事業者とともに考える機会を設け創意工夫により取組を進めていきます。

成果指標

- ◇ 認知症の人の声をもとにバリアフリー化の取組を行った内容や回数
- ◇ 家族等の声をもとに仕事と介護の両立について検討した内容や回数

取組方針 4 認知症であることや、自分の思いを 安心して伝えられるよう力を活かし合う

認知症になってからも自分らしく暮らし続けるための備えとして、認知症になる前から、一人一人が大切にしたい暮らしや続けたいこと、望みなどを考える取組を推進していきます。また、認知症になってからも、認知症であることや、日々の暮らしの中で感じていること、思いを必要な人に伝え、安心して相談できる環境づくりに取り組みます。

主な取組み

(1) 自分らしい暮らしを考える取組の推進

自分らしく暮らし続けるための備えとして、認知症ケアパス（仮）などを活用し、さまざまな機会を通じて、一人一人がこれからも大切にしたい暮らしや続けたいこと、望みなどを考え、記録し、周囲の人と伝え合う機会が持てるよう取組を推進します。

(2) 意思決定支援の意識の醸成と実践の推進

認知症の人の尊厳と権利を尊重し、すべての人には意思があるという前提に立ち、認知症の人が自分で自分のことを決めるにあたり、一人一人に合わせた意思決定支援を行います。関係機関等だけでなく、認知症の人の暮らしに関わるさまざまな人々が意思決定支援の必要性や理解を深められるよう普及・啓発に取り組みます。併せて、関係機関等が連携を強化し、意思決定支援の意識醸成を図り、実践につなげていくための取組を推進します。

成果指標

- | |
|---|
| ◇ 自分自身が大切にしたい暮らしや続けたいことなどを考えたり、
伝え合う取組の実施状況（回数や内容） |
| ◇ 意思決定支援について学び合った内容や回数 |
| ◇ 関係機関等が研修などを通して意思決定支援について学び合った内容や回数 |

3

施策体系

基本理念	基本方針	重点施策	施策の方向性
いつでも みんな笑顔で つながる  藤枝 	1 笑顔でつながる安全・安心な暮らしの確保	1 高齢者を支える体制の整備	安心すこやかセンターの機能の強化
			見守り体制の充実
			生活支援コーディネーターと支え合い地域づくり会議等を通じての地域づくりの促進
			住まいと生活への一体的支援
			定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備・活用
		2 介護する人の負担軽減	介護者への支援の推進
			専門職の支援体制の充実
			介護離職ゼロに向けた啓発
		3 高齢者の権利を守る取組の充実	高齢者の自己決定権の確保
			権利擁護事業の充実
		4 高齢者の安全と安心のための取組の充実	暮らしの安全対策と福祉都市環境の整備
			災害対策と感染症対策の確立
	2 在宅生活を支える切れ目のない医療・介護の提供体制の推進	1 医療・介護の連携の強化	高齢者のための地域医療体制の整備
			医療・介護の資源の把握
			在宅医療・介護の一体的な提供体制の充実
			医療・介護関係者の情報共有の支援
			在宅医療・介護連携に関する相談支援
			医療・介護関係者の研修
		2 地域リハビリテーションの構築	市民への普及啓発
			自立支援・重度化防止のための支援体制の構築
	3 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会の実現	1 認知症の人が参画する認知症施策の推進	認知症の人とともに築く地域づくり
			認知症の人の社会参加とバリアフリー化の推進
			認知症の人や家族が早期に必要な医療や介護などの資源につながる体制の充実
	4 生き生きと暮らし続けるアクティブシニアの活躍の促進	1 高齢者の健康づくり、介護予防に向けた活動の支援	高齢者の健康づくりの支援
			高齢者の介護予防の推進
			介護予防・生活支援サービスの充実
		2 社会や地域での活躍促進	地域における共生社会の実現に向けた取組の促進
			学習意欲の向上
			仲間づくりと趣味活動の推進
			就労意欲の増進と就労支援
			ボランティア活動への支援
			支え合いの地域づくりの担い手となる高齢者の支援
			高齢者の社会参加の促進
	5 持続性のある介護保険制度の運営	1 サービスの量の確保と質の向上	適切なサービス量の確保
			自立と尊厳を守る介護サービスの質の向上
		2 介護人材の育成・確保	介護人材の育成や福祉についての教育の推進
			サービス提供事業所の支援
		3 介護保険事業の適正化の推進	ケアマネジメントの適正化
			第6期藤枝市介護給付適正化計画